

介護サービス事業者 各位

介護保険課長 花木 一也

## 介護認定申請時における病院受診の勧奨について（お願い）

日ごろは、介護保険事業の運営に多大なる御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護認定は申請から原則 30 日以内に結果を通知し、迅速な介護サービスの提供を行うこととされています。このため、本市としても様々な面から取組を実施しています。認定の遅延原因のひとつに主治医意見書の回収遅滞があります。このうち、申請者の未受診等により主治医意見書が作成できず、提出が遅れるケースも多くあると分かりました。このようなケースについて、医療機関との連絡調整を図り、より早く主治医意見書を提出いただけるよう努めてまいります。みなさまにも下記のとおりご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

### 記

#### 1 介護認定申請書の「次回受診日」の記入について

ご協力いただいている次回受診日の記入について、一部未記入のものがあります。

医療機関との調整時に必要な情報となりますので、本人又は家族に確認のうえ、ご記入いただくようお願いいたします。

#### 2 受診日が遠い方等に対する受診依頼について

新規又は変更申請をされた方のうち、申請時に受診予定がたっていなかったり、申請日から受診予定日まで 1 か月以上あいてしまう場合は、可能な限り早めの受診をお勧めいたします。更新申請をされた方についても、認定有効期間満了日の 1 か月前までを目途に受診できるようご協力ください。また、調整が難しいケースについては市へご一報いただきますようお願いいたします。

豊田市役所 介護保険課

【認定申請に関する問い合わせ】

◎認定事務係

電話 0565-34-6911（直通）

FAX 0565-85-7209

【当通知に関する問い合わせ】

◎認定担当 西山、香村

電話 0565-34-6961（直通）

FAX 0565-34-6034